

起案用紙（委員会記録用）

(1号)

議 長	副議長	委 員 長	事務局長	局長補佐	係 長	担 当	文書取扱主任
起 案 日	平成31年 1 月 25 日			処理区分	<input type="checkbox"/> 重要 <input type="checkbox"/> 至急 <input type="checkbox"/> 例規 <input type="checkbox"/> 公示 <input type="checkbox"/> 議案 <input type="checkbox"/> 秘		
決 裁 日	平成 年 月 日			保 存	<input type="checkbox"/> 永 <input checked="" type="checkbox"/> 10 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 即廃		
登録番号	四 議 第 号			公 開	非公開理由		
分類番号	04 - 02 - 01			<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 時限非公開 (公開)	四万十市情報公開条例第9条に該当 ()		
簿冊番号	04 - 03						
委員会名	総務常任委員会			会議年月日	平成30年9月19日 (水)		
				会議時間	16時10分 ~ 16時50分		
出席委員	委 員 長 山 崎 司			委 員 寺 尾 真 吾			
	副 委 員 長 大 西 友 亮						
	委 員 安 岡 明						
	委 員 平 野 正						
	委 員 西 尾 祐 佐			欠席委員			
	委 員 廣 瀬 正 明						
その他							
執行部出席者	総務課長 成子 博文						
	総務課長補佐 岡本 寿明						
	財政課長 町田 義彦						
事務局	事務局員 上岡 真良那						
記 録							
平成30年9月定例会において、本委員会に付託を受けた議案1件について委員会を開催し、審査を行いました。その概要については以下のとおりです。							

■委員長挨拶により開会

●まず、付託を受けた第 28 号議案「四万十市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について審査を行った。

【説明：成子総務課長】

平成 30 年 3 月 31 日公布、4 月 1 日施行の人事院規則における国家公務員特殊勤務手当の改正に伴い、市民病院および西土佐診療所の深夜勤務に対する夜間看護手当について所要の改正を行うものである。内容としては、支給額の改定に併せ西土佐診療所について「支給額を 4 段階に区分」する見直しを行っている。西土佐診療所では現在「出務 1 回当たり」として、22 時から翌 5 時にかけての深夜勤務の内、仮眠・休憩を除く 3 時間について人事院規則の「2 時間以上 4 時間未満」に当たる額を支給しているが、患者の病状急変に伴う 4 時間以上や深夜時間 7 時間全ての勤務、また緊急呼び出しに伴う 2 時間未満の勤務等も想定されるため改正するものである。市民病院は勤務形態が 3 交代制で深夜時間 7 時間勤務がないので支給額のみ改正となっている。施行日は平成 30 年 4 月 1 日とし、遡及して適用する。

【質疑：平野委員】

西土佐診療所では現在勤務 1 回当たり 2,900 円を支給しているが、改正すると 2 時間未満勤務の場合は支給額が下がるということか。

【答弁：成子総務課長】

そのとおりである。実際の勤務にあわせて下がることになる。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、財政課から「指名競争入札落札決定の取り消しについて」報告を受けた。

【説明：町田財政課長】

平成30年9月7日に開札及び落札決定した土木工事において、過少計算による最低制限価格の設定誤りが判明したため落札決定の取り消しを行った。取り消した工事は、市道利岡田野川藤線防災・安全社会資本整備工事である。

内容としては、本来7,524万円とすべき最低制限価格を7,472万円で誤設定し、7,519万円で応札した業者を落札者に決定していたが、本来設定すべき額と同額の応札が5社あったので内容を確認していたところ、設定誤りが判明したものである。

原因は、設計書中の交差点工事部分を見落として本体工事（橋梁部分）のみで計算したことにより過少計算となったもので、基本的な確認不足であった。今後は設計書等起案書類の再確認を十分に行い、二度と繰り返さないようにする。

事後処理については、入札執行は適正に行われ落札決定のみの誤りであったことから、県の取り扱いにもあるように入札のやり直しはできないため、落札者のご理解の上、9月10日付で落札決定を取り消し、9月13日に5社によるくじ引きで落札者を決定した。

今回入札に関わった指名業者A級11社にご迷惑をおかけするとともに、入札に関する信頼性を損なってしまいお詫びとご報告を申し上げます。

【質疑：山崎委員長】

交差点工事部分の見落としということだが、直接工事費は変わっていないのか。

【答弁：町田財政課長】

設計書の中では「本体の橋梁工事」「付帯の交差点工事」別に、それぞれ直接工事費、共通仮設費、間接工事費に分けて計算しているが、集計する際に次ページにあった交差点工事について橋梁工事の続きと誤認して加算しなかったため過少計算になったものである。

【質疑：山崎委員長】

交差点工事は橋梁工事と工手が違うので設計書を別にしてそれぞれに直接工事費等を設けたが、1本の設計書のみを計算してしまったということか。

【答弁：町田財政課長】

そのとおりである。

【質疑：山崎委員長】

最低制限価格の算出は別々にやるのか。どのように求めるのか。

【答弁：町田財政課長】

工事費を直接工事費、共通仮設費、間接工事費に分け、それぞれ県から示された所定の率を掛けて合算したものが最低制限価格となる。工手が違うので橋梁工事と道路工事を別々に算定しているが、一緒でも別々でも最低制限価格の結果は同額になると思われる。ただ今回は、分けて計算していた交差点部分52万円のページをめくらずに算定していたものである。

【質疑：平野委員】

落札者の理解を得て、ということだが得られたのか。

【答弁：町田財政課長】

当日、落札決定者の方を訪問して経過を説明・謝罪し、ご理解いただいた。5社についても、くじ引きで落札者を決定する旨を連絡して納得いただき、日を改めてくじ引きを行った。その他も含め、10日に全ての方に内容を通知し、その後特に問い合わせ等は無い状況である。

【質疑：安岡委員】

5社同額の応札というのは起こることなのか。

【答弁：町田財政課長】

概ね土木工事においては、設計の図面を基にして見積り単価まで情報提供する。予定価格、設計金額、最低制限価格の計算方法を示しているため、単純な工事であればほとんど最低価格での応札になり、くじ引きで決定している状況である。

【質疑：西尾委員】

十分気をつける、以外に対応・対策はないのか。

【答弁：町田財政課長】

現在も複数人による設計書の二重確認はしているが、工事費総額と内訳の積み上げ額が同額となっているか、エクセルなど表計算機能を用いて表内チェック・突合をするなどの対策を講じたい。

— 小休中 —

■事務局より報告事項

行政視察の行程表、視察内容一覧、報告書様式を配付した。

— 正 会 —

■委員長報告の作成を正副委員長に一任し委員会を終了した。